

第4章 教育・療育の充実

【基本方針】

乳幼児健診や幅広い療育相談、保育所園・幼稚園の機能を強化し、早期の気づきから早期療育支援を行えるよう体制の強化を図ります。

障害の有無にかかわらず、すべての子どもは、等しく教育を受けられるように、本市では「ともに学び、ともに育つ」ことを基本に教育を推進するとともに、発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな教育を推進します。

また、家庭と学校だけの生活ではなく地域社会の一員として将来的に自立した生活が送れるように、医療機関や相談機関、福祉サービスなど地域の社会資源との連携の中での確に支援を実施していきます。

目標の見方

平成 32 年度までに

A : 充実・推進

B : 継続

C : 検討

新規：新たに取り組む
事業

第1節 一貫した支援体制の整備

一般に出産前後や乳児期に判明する場合、1歳6か月児健診や3歳6か月児健診などを契機に障害が発見される場合、保育所園・学校等の日常生活の場での気づきにより障害がわかる場合などがあります。

日常生活での気づき、あるいは「気になる」時点での相談支援の場の確保が重要です。早期発見から早期療育支援を行い、学齢期、成人期を通じて一貫した相談支援体制を整備します。

とりわけ、療育の支援では障害児の一貫した支援を行うために療育センターの建て替え等による機能の拡充を進めるとともに、配慮が必要な児童への対応について保育所園や幼稚園、子育て支援センターが培ってきたノウハウを地域で共有し活用する取り組みを検討します。

(1) 早期から療育支援ができる体制の推進

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①乳幼児健診の充実	乳幼児健診等の実施を通じて、子どもの心身の状況や課題を把握し、すこやか教室等のフォローの場につなげています。	B	保健所健康づくり課
②療育センターなど通園・診療・相談機能の拡充	<p>障害のすそ野の広がりに対して、従来の対応に留まらず、発達支援の観点で対応を拡大します。医療的な診断と具体的な対応について療育センターの機能を強化し、保育所園や幼稚園・学校も柔軟にその機能を活用できるような仕組みを作ります。</p> <p>療育の場でも生活の場（保育所園・幼稚園・学校等）のどこにいても、発達支援に必要なサービスが受けられるような仕組みの強化を図ります。</p> <p>これらの施策を中心となって支える療育センターについては老朽化・狭隘化の解消と児者一貫した支援の拠点づくりも含め、建て替え等の整備を進めます。</p>	A	子ども家庭課

(2) 子育て環境の整備

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①子育て支援センターを拠点とした子育て支援の拡充	発達上配慮の必要な児童や子育てに困難さを抱える保護者に対して、他機関とも連携し、「気になる」段階からの相談支援を充実します。	A	子育て支援センター
②関係機関の連携による保育・療育の充実	<p>子どもの発達支援を含めた療育システムの充実</p> <p>本市が培ってきた障害の早期発見と対応までの円滑な機関連携を維持し、さらに「東大阪市こどもの発達支援ネットワーク協議会」での活動などもふまえて、従来の療育支援の範囲に留まらない発達支援の観点で対応を拡大すること、医療との連携強化などに努めます。</p>	A	子ども見守り課
	<p>ライフステージを通じた支援の検討</p> <p>ライフステージを通じた支援という観点からは、「東大阪市こどもの発達支援ネットワーク協議会」において就学前と就学後の支援をつなぎ、連携のシステムを検討します。</p>	A	子ども見守り課

③発達相談事業	発達相談の実施により子どもの健やかな成長を促すため、保護者の養育のサポート及び教職員の実践的指導力の向上と学校園に対する支援体制の充実を図ります。	B	教育センター
④障害のある親への支援	障害のある親が子育てしやすいように、また親子ともに支援ができるように、相談・支援体制を充実します。	B	障害者支援室、福祉事務所、保健所保健センター、子ども見守り課

第2節 特別支援教育の促進

障害のある児童と障害のない児童が共に学ぶインクルーシブ教育を推進しながら、発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うために、各関係機関等の連携によりすべての学校・園における特別支援教育の体制整備を進めるとともに、特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上等により、特別支援教育のさらなる充実に努めます。

(1) 個別の教育支援計画の策定・活用

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①個別の教育支援計画の策定率の向上	障害のある園児・児童・生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを一貫して適切な教育的支援を行うため、個別の教育支援計画の充実や活用に努めます。	B	学校教育推進室
②特別支援教育コーディネーターとの連携強化	校内委員会での推進役、関係機関等との連絡調整役にあたる学校園の特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るとともに、外部機関との連携を強化し、学校園における特別支援教育を進めます。	B	学校教育推進室
	相談員派遣事業 幼稚園と小学校に教育センター相談員の派遣を行い、特別支援教育コーディネーター等との協働による特別支援教育の推進を図ります。	B	教育センター

(2) 専門機関の機能の充実と多様化

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①支援学校の小・中学校等に対する支援の推進	小・中学校等における特別支援教育の推進に向け、特別支援教育の地域のセンター校である支援学校との連携を深めます。	B	学校教育推進室
②特別支援教育に関する教職員研修の実施	研修の充実を図るとともに校園内研修への支援を行い、障害や具体的な支援についての正しい理解を深めます。	B	学校教育推進室
	教職員研修 組織的な特別支援教育の推進にむけ、特別支援教育コーディネーターや支援学級担当者、初任者、その他教職員などの対象者別に研修を実施します。	B	教育センター
③支援学校高等部との連携	高等部と就労移行支援事業所等との連携により効果的な職業訓練が進められるよう支援します。 なお東大阪市自立支援協議会の就労部会では、就労支援ネットワークと共催で市内の就労移行支援事業所の説明会を実施し、また、具体的な課題についても検討しています。	B	障害者支援室、労働雇用政策室
④職場体験学習	中学校においては、企業・商店等で職場体験学習を実施しており、障害のある生徒の職業観、勤労観を高め、進路に関する意識を深めています。	B	学校教育推進室

(3) 学校・地域・家庭の連携の強化

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①特別支援教育連携協議会の充実	教育・保健・福祉等の関係部局・機関等との連携を深め、本市における特別支援教育を総合的に推進します。ライフステージのつなぎを支援するツールとしてのサポートシートを活用を図ります。	B	学校教育推進室

学校教育法施行令の改正

東大阪市においては、障害児の就学に関して、これまでも本人・保護者の意向を尊重した就学先の決定に努めてきました。一方国においても、関係会議における報告※で「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、平成 25 年 9 月 1 日に学校教育法施行令が改正されました。これからも引き続き、一人ひとりを大切に「ともに学び、ともに育つ」教育を進め、子どもたちが地域の一員として、人や社会とつながり、支えあいながら成長できるよう支援していきます。

※中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（平成 24 年 7 月公表）